



新システムによる VAT 登録及び関連書類提出方法について

2021 年 10 月 18 日

One Asia Lawyers タイ事務所

1. はじめに

2021 年 8 月 24 日のニュースレター¹でお伝えした通り、2021 年 2 月 9 日にタイ国外から提供される電子サービスに対する付加価値税（以下、「VAT」）の徵収を規定した改正歳入法第 53 号（以下、「法第 53 号」）が成立し、2021 年 9 月 1 日に施行されています。改正により歳入局と事業者²がオンライン上で納税関連文書のやり取りを含めた各種手続きを行えるようになりました（法第 53 号 3 条の 16）が、その規則や手順については省令で別途定めることとされました。

その後 8 月 23 日に発出された財務省令第 377 号（以下、「省令第 377 号」）により、電子的手段による VAT 登録や書類提出等の各種手続きにおける規則及び手順が明らかになり、さらに電子的手段として、歳入局は VES (VAT for Electronic Service) システム³を新たに導入しました。

省令第 377 号は「第 1 章：証拠書類⁴の作成、提出、受領、保管」と「第 2 章：VAT 登録」の 2 部構成となっており、以下の通りそれぞれ解説致します。

2. 証拠書類の作成、提出、受領、保管について

事業者は VES システムにより申請書や書類の作成、提出、及び受領等の手続きを行うことが可能となります。

証拠書類の作成および保存は、少なくとも電子取引法と同等の基準で、①書面が変更されることなくアクセス及び復元が可能であること、②証拠書類を保存する際は信頼できる方法で行うことが求められています。①については、歳入局より、現在は PDF ファイルのみ提出可能となっており、将来的には ZIP ファイルの提出も可能となるようにシステムを改善中と回答を得ています。また、②については、歳入局では特定の方法を指定していないとの回答

¹ <https://oneasia.legal/7325>

² 海外の電子サービスをタイ国内で利用する非 VAT 登録者（個人消費者など）に提供する企業を指し、電子サービス提供者だけでなく、電子プラットフォーム提供者も含む。

³ <https://eservice.rd.go.th/rd-ves-web/landing>

⁴ オンライン上での VAT の計算、提出、送金、課税、登録、還付、不服申し立て等に関する召喚状、納税通知書、申請書、報告書等を意味する。

を得たため、電子取引法を監督するデジタル経済社会省（MDES）に照会したところ、電子取引法においても信頼できる書類の保存方法については明確な定義や要件は規定されていませんが、パスワード等でアクセス制限を設けておくことを推奨するとの回答を得ています。VES システムによる証拠書類の提出後は、当該書類の詳細及び受領日時が記載された認証メッセージが送信され、この受領をもって、証拠書類の提出が完了したものとみなされます。

3. VAT 登録について

VES (VAT for Electronic Service) システムは今後、事業者が VAT 登録、VAT 登録情報の変更、VAT 登録の取消し、または、VAT 登録に関連するその他の手続きを行う際にも利用されます。事業者は年間売上高が 180 万バーツを超えた日から 30 日以内に VAT 登録を行わなければならない（歳入法第 81/1 条）ため、法第 53 号の施行開始日時点で既に売上が 180 万バーツに達している事業者は、早急に VES システム上で VAT 登録を行う必要があります。システム上で VAT 登録が承認された場合は、従来の VAT 登録証 (PorPor20) に代わり、VES システム上の登録事業者リストに掲載されます。

4. おわりに

10 月 18 日現在、海外企業の登録件数は 98 件となっており、その内日系企業の登録も数社確認できています。法第 53 号は既に施行開始されているため、電子サービスをタイ国外からタイ国内で利用する非 VAT 登録者（個人消費者など）に提供する企業は、早急に対応する必要があるといえます。

以 上

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

miho.marsh@oneasia.legal (マーシュ美穂)



藪本 雄登

One Asia Lawyers タイ事務所代表/メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。



藤原 正樹

One Asia Lawyers 大阪オフィス・タイオフィス兼務

知的財産案件を広く扱う法律特許事務所に 13 年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、訴訟案件にも数多く対応してきた実績がある。また、著作権の検定問題を複数年にわたり担当し、著作権関連法務も多く取り扱ってきた。2020 年からは個人情報保護法、IT 領域を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。



マーシュ美穂

One Asia Lawyers タイオフィス兼務

ネイティブルベルのタイ語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査、労務、コンプライアンス監査、内部通報、相続、その他各種登記業務のサポートを担当。